

上三川町人事行政の運営の状況

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

●新規採用（平成20年4月1日）及び退職（平成19年度中）の状況

	採用者数	退職者数							
		計	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	7人	12人	7人	3人	2人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	5人	4人	1人	0人	0人	0人	0人	0人

●職員数の状況（4月1日現在）

年度	18年度	19年度	20年度
職員数 ※()内数字は対前年度増減数	237人(2)	232人(-5)	222人(-10)

●人件費の状況（平成19年度一般会計、決算）

住民基本台帳人口 (H20年3月末現在)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
31,688人	12,735,863千円	380,329千円	1,784,650千円	14.0%	17.7%

●職員給与費の状況（平成20年度一般会計予算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	前年度の 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
195人	784,509千円	104,856千円	325,442千円	1,214,807千円	6,230千円	6,309千円

●職員の平均給料月額及び平均年齢状況（平成20年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	353,800円	44.03歳	298,500円	50.08歳

●その他の職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

区分	内 容		
扶養手当	配偶者：13,000円 扶養親族（配偶者を除く）：1人当たり6,500円		
住居手当	借家の場合：27,000円を限度に支給（家賃12,000円以下は支給なし） 持ち家の場合：1,000円（新築後5年間は2,500円）		
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用：月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合：距離に応じ2,000円～24,500円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 （課長：54,300円 主幹：38,900円 課長補佐・所長：34,600円）		
時間外手当	平成19年度 (一般会計)	支給総額	31,910,655円
		職員1人当たりの支給月額	15,735円
特殊勤務手当	以下二業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円（平成19年度該当なし） 行旅人死病人等取扱業務 作業1日 5,000円（平成19年度該当なし）		

●特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区分	町長	副町長	収入役	議長	副議長	議員
報酬等月額	741,000円	589,000円	570,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	4.45月分（平成19年度支給割合）					

※平成17・18・19・20年度は、町長・副町長・収入役の給料を5%減額しています。（上記は減額後の金額です。）

●勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	休休日
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

●休暇等

区分	内容
年次有給休暇	一年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇：3日 分べん休暇：出産予定の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡：配偶者及び父母＝7日 子＝5日 祖父母＝3日 その他＝1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以内に必要な期間
育児休暇	子が3歳に達する日までの期間

●年次有給休暇の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
7,986日	2,501日	215人	11.6日

▼問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 ☎9 1 1 3

10月20日から26日は行政相談週間

☎10月20日(月)から26日(日)までは、行政相談週間です。皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに行政運営の改善を図ります。

☎町では、2名の行政相談委員が総務大臣から委嘱されており、奇数月の第1水曜日と第3水曜日に上三川いきいきプラザで、定例相談（心配ごとなんでも相談）を開設し相談を受け付けています。

☎相談は無料です。お気軽にご相談ください。

☎相談先＝

☎行政相談委員 藤田猛さん

☎☎090(1651)6302

☎行政相談委員 高田すみ子さん

☎☎2719

☎問い合わせ先＝企画課 情報広報係

☎ ☎☎9117

給与所得者に係る個人町県民税の特別徴収の徹底について

☎給与所得者の個人町県民税は、給与支払者が徴収することになっています。

☎給与所得者の個人町県民税については、地方税法の規定により、給与支払者(事業者)が、給与の支払をする際に、毎月徴収して、市町村に納入しなければなりません。【特別徴収制度】

☎所得税は給与から源泉徴収されているけれども、個人町県民税は徴収されていないということはありませんか。このような場合には、県税事務所の協力を得て、個人町県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者(事業者)にご協力を依頼させていただきます。

☎問い合わせ先＝税務課 住民税係

☎ ☎☎9122